

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構等の育成による種苗法に基づく登録
出願公表品種及び登録品種の利用許諾に関する業務実施要領(2019年度)

(注:赤字は、今回の追加募集に係る修正。)

一般社団法人 日本果樹種苗協会

1. 趣旨

一般社団法人日本果樹種苗協会(以下「果種協」)は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「農研機構」)や大学、都道府県、民間が育成した優良な種苗法登録(出願公表)品種について、円滑で公正な種苗の普及を図るため、品種の利用許諾に関する業務を実施する。

2. 利用許諾の対象品種

- 1) 果種協が育成者権者と利用契約を締結している登録出願公表品種(別表1、別表1(追加))
- 2) 果種協が育成者権者と通常利用権許諾契約を締結している登録品種(別表2、別表2(追加))
- 3) 果種協が紹介する民間育成による登録品種(別表3)

3. 利用許諾契約の形態

- 1) 果種協が育成者権者と利用契約又は通常利用権許諾契約を締結している登録出願公表品種及び登録品種
利用許諾を受けようとする品種ごとに果種協との間で利用許諾契約又は通常利用権許諾契約を締結。
- 2) 果種協が紹介する民間育成による登録品種
利用許諾を受けようとする品種ごとに当該品種に係る育成者権者との間で通常利用権許諾契約を締結。

4. 利用許諾の期間

- 1) 果種協が育成者権者と利用契約を締結している登録出願公表品種
利用許諾契約の締結日から、許諾対象品種に係る、種苗法による品種登録又はその拒絶確定もしくは申請の取り下げの日まで。
- 2) 果種協が育成者権者と通常利用権許諾契約を締結している登録品種
通常利用権許諾契約の締結日から、許諾対象品種に係る、果種協と育成者権者(農研機構等)との通常利用権許諾契約の期間中。
- 3) 果種協が紹介する民間育成による登録品種
個別に定める。

5. 利用許諾の条件

1) 利用許諾を申請できる者

申請対象品種について、種苗の生産及び譲渡計画を持ち、経営的・技術的能力を有する者又は法人等。なお、当該種苗の生産に必要な母樹園及び苗木増殖用圃場を有することが望ましい。

2) 利用許諾契約を締結した者(以下「許諾実施者」)の遵守事項

- ① 契約に基づく種苗の生産・譲渡等は日本国内のみとし、国外への譲渡、持ち出し、国外での生産及び輸出は行わないこと。また、契約において譲渡先が制限されている場合は、当該契約の規定にしたがうこと。
- ② 契約に基づき生産した種苗の譲渡は有償で行うものとし、種苗の譲渡・販売にあたっては、果種協が発行する指定の「証紙」を購入し、苗木1本毎に貼付すること。なお、「証紙」が保証する事項に関する一切の責任は許諾実施者が負うものとする。また、「証紙」は購入した翌年以降も利用できるが、果種協への返還はできない。
 - 「証紙」の種類(参照:別紙「証紙一覧」)
 - ✓ 農研機構育成の登録品種(大学、県等との共同育成品種のうち、育成者権における農研機構の持分が50%以上のものを含む):農研機構育成登録品種用「農研機構登録証紙」(淡緑色)
 - ✓ 農研機構育成の登録出願公表品種(大学、県等との共同育成品種のうち、育成者権における農研機構の持分が50%以上のものを含む):農研機構育成出願公表品種用「農研機構出願証紙」(明青色)
 - ✓ リンゴJM台木に当協会から利用許諾を受けている品種を接ぎ木した苗木:JM台木利用登録・出願品種用「JM特別証紙」(濃青色)
 - ✓ 都道府県、大学等が育成した登録出願公表品種及び登録品種(農研機構との共同育成品種のうち、育成者権における農研機構の持分が50%未満のものを含む):都道府県・大学等育成品種用「都県・大学証紙」(桃色)
 - ✓ 果種協が紹介する民間育成による登録品種:果種協が紹介する民間育成登録品種用「民間証紙」(濃緑色)
 - ✓ 登録期間が満了した農研機構育成(大学、県等との共同育成を含む)の登録品種で、登録期間中に生産した苗木:生産後、販売前に登録満了となった品種用「限定証紙」(橙色)
- ③ 契約に係る品種の複生母樹について、果種協が定めるウイルス病検定を受けること。
- ④ 契約に係る品種について、複生母樹の管理状況、種苗の養成・調製・包装等に関して農研機構及び果種協が行う現地調査に協力すること。
- ⑤ 契約に係る品種の種苗の生産を委託(委託生産)する際は、事前に果種協の承認を得ること。
- ⑥ 許諾実施者は、1事業年度(8月1日から翌年7月31日まで)における苗木・穂木の有償譲渡実績を当該事業年度末月の翌月(8月)末までに果種協に報告すること。

6. 利用許諾の申請手続き

1) 申請に必要な書類

- ① 許諾申請書
 - ・出願公表品種に係る利用許諾申請書(様式1A)
 - ・登録品種に係る通常利用権の許諾申請書(様式1B)
- ② 事業計画書(様式2)

- ③ 許諾申請者の事業内容を示す書面(様式3)(ただし、果種協の会員は提出不要)
- ④ 定款(申請者が法人の場合のみ。ただし、果種協の会員は提出不要)

2) 書類作成上の注意事項

- ① 許諾申請書(様式1A、1B)は、申請する品種ごとに作成すること。2品種以上申請する際は、様式をコピーして利用すること。
- ② 申請する品種に係る複生母樹用種苗(穂木)の有償配布を希望する場合は、許諾申請書の「4 複生母樹用穂木の配布」に配布希望数量を記載すること。ただし、配布希望数量の総量が配布可能数量を超える場合には、その配布数量を調整する。

3) 許諾申請手数料及び許諾契約事務手数料

- ① 許諾申請者は、申請に際し、果種協に許諾申請手数料及び許諾契約事務手数料を納付すること。
- ② 許諾申請手数料(民間育成による登録品種を除く)は、1品種につき、果種協の正会員は無料、果種協の賛助会員は30,000円(税別)、非会員は150,000円(税別)とする。
- ③ 民間育成による登録品種に係る許諾申請手数料は、育成者権者と申請者との間の利用許諾契約に係る契約料総額の7%(税・印紙代別)とする。
- ④ 契約書送付等の事務手続きに必要な経費に充当する許諾契約事務手数料は、1品種につき2,000円(税込み)とする。ただし、本手数料の徴収は、1品種につき1回のみとし、利用契約を締結している出願公表品種の登録に伴う通常利用権許諾契約締結や契約更新に際しては不要とする。(注:2019年度の定時社員総会において、契約書送付等の事務手続きに必要な経費の増加に対応するため、2019年6月以降における利用許諾契約の締結にあたっては、正会員、賛助会員ともに、品種ごとに1回限りとして、許諾契約事務手数料2,000円(税込み)を申し受けることとなった。)

4) 許諾申請書等の提出期限

許諾申請に必要な書類は、**2019年11月15日(金)** **(追加募集に係る品種については 2019年11月29日(金))**までに果種協宛て郵送にて提出すること。なお、事業年度の中途における申請も受理することがある。

7. 利用許諾を受けている品種に係る複生母樹用種苗(穂木)の配布

1) 複生母樹養成用種苗の配布申込み

- ① 許諾実施者は、利用許諾契約を締結している品種の複生母樹の養成に必要な種苗として、穂木の有償配布を申し込むことができる。
- ② 穂木の有償配布を希望する許諾実施者は、複生母樹用穂木注文書(様式4)に必要事項を記載し、**2019年11月15日(金)までに果種協宛てFAX等で提出**すること。

2) 複生母樹養成用種苗の配布

- ① 配布の時期及び方法については果種協が別に定める。
- ② 配布希望数量の総量が配布可能数量を超える場合には、その配布数量を調整する。

8. 有償譲渡実績報告

1) 苗木の有償譲渡実績報告

許諾実施者は、毎年8月1日(契約年にあっては契約日)から翌年7月31日(当該期間中に品種登録が満了する品種にあっては登録期間満了の日)までの1事業年度における苗木の有償譲渡実績について、品種ごとの生産数量、有償譲渡数量、譲渡単価及び有償譲渡額(運賃、梱包費、消費税及び

地方消費税を除く)を翌年の8月下旬までに果種協に報告すること。なお、登録期間満了の品種で、登録期間中に生産した苗木を登録期間満了後に販売した場合は、その実績についても報告すること。

2) 穂木の有償譲渡実績報告及び利用料の支払い

事業年度(前項に規定する事業年度)において穂木を譲渡した許諾実施者は、当該事業年度期間における、品種ごとの有償譲渡数量、譲渡単価、有償譲渡額(運賃、梱包費、消費税及び地方消費税を除く)を報告すること。また、有償譲渡の総額に消費税額を加えた金額に定率5.1%を乗じた額を穂木利用料として果種協に納付すること。

9. その他

1) 本実施要領に係る各種様式の電子ファイルは、果種協のホームページより入手できる。

2) 農研機構以外の育成者権者が複生母樹用種苗(穂木)を配布する品種については、原則として当該育成者権者から、直接、配布希望者へ複生母樹用種苗(穂木)を送付する(送料は着払い)。

3) 許諾申請者の資格審査、許諾利用における疑義の解決については、果種協の企画委員会がこれにあたる。

4) 許諾申請手数料、許諾契約事務手数料、穂木利用料(定率)及び「証紙」の単価については、育成者権者との許諾契約や苗木の流通実績を踏まえ、果種協の企画委員会の議を経た上で見直しを行うことがある。

5) 利用許諾を受けた品種及びその種苗の利用にあたっては、種苗法等関係法令を厳守すること。

6) 利用許諾契約の内容や利用許諾を受けた品種の取扱等について疑問等がある場合は、果種協に問い合わせるなどして円滑で公正な種苗の流通に努め、利用許諾を受けた品種の国外への販売や持ち出しに関わったり、流通に混乱をきたすことがないようにすること。

7) 許諾申請手数料、許諾契約事務手数料、穂木利用料の振込先

口座名:一般社団法人 日本果樹種苗協会

銀行名等及び口座番号

三菱UFJ銀行 大森駅前支店 普通 1007301

みずほ銀行 大森支店 普通 1272714

農林中央金庫 本店 普通 4019250

又は 郵便振替 00150-2-84899

8) 問合せ先

一般社団法人 日本果樹種苗協会

〒104-0041 東京都中央区新富1-17-1 宮倉ビル4階

TEL 03-3523-1126

FAX 03-3523-1168

e-mail info@kasyukyo.or.jp

http://www.kasyukyo.or.jp